

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和 4 年 9 月 6 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー近江八幡店（Bゾーン） 近江八幡市西庄町字笠ヶ町 756 番 2 ほか
- 2 意見の概要 近江八幡市からの意見
  - (1) 地区計画区域内であることから、地区計画区域内における届出をしてください。また、本市屋外広告物条例（令和 2 年近江八幡市条例第 1 号）における第 3 種および第 5 種地域に該当することから、一定規模以上の広告物を設置される場合は、許可申請を行ってください。
  - (2) 各乗入れについて、許可された内容から変更を伴う場合は、各道路管理者と協議を行ってください。
  - (3) 騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）第 1 条および振動規制法施行令（昭和 51 年政令第 280 号）第 1 条に規定される特定施設の設置がある場合は、特定施設設置届を提出してください。騒音規制法施行令第 2 条および振動規制法施行令第 2 条に規定される特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、特定建設作業実施届出書を提出してください。
  - (4) 開業時等、店舗および店舗周辺の交通量の増加が見込まれる際に、交通誘導員を配置するなど交通安全対策について配慮してください。
  - (5) 商業施設等の自治会加入の取扱いについて、Aゾーンとは別に地元自治会（鷹飼町自治会および黒橋自治会に該当）と協議を行い、その経過および結果を要約し、文書により近江八幡市まちづくり協働課へ提出してください（市ホームページに掲載されている自治会協議書（参考様式）を参考にしてください）。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市安土町小中 1 番地 8
  - (2) 縦覧期間 令和 4 年 9 月 6 日から令和 4 年 10 月 6 日まで